

鳥取県公報

目 次

◇告示 特定計量器の定期検査の実施（商政課）

国土調査法による事業計画の変更（農村整備課）

旧慣使用林野整備計画の認可（林務課）

木材の安定供給の確保に関する特別措置法による指定地域の指定（ク）

基本測量の実施（管理課）

基本測量の終了（ク）

公共測量の実施（ク）

選挙管理委員会の招集

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日起きる翌日
に当たる日の午前）

| 二 一の特定計量器以外の特定計量器 | | 実施区域 実施区域 実施区域 | 実施期日 実施期日 実施期日 | 実施時間 実施時間 実施時間 | 実施場所 実施場所 実施場所 |
|-------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| び日野郡 | 平成十年三月三十一日まで | | | | |
| 気高郡 | 平成九年四月十五日から | 鹿野町 | 午後一時から午後三時 | 鹿野町大字浜村二三三三一七 | |
| 氣高町 | 平成九年四月十六日まで | 鹿野町役場 | 午後一時から午後三時 | 鹿野町大字浜村二三三三一七 | |
| 氣高郡 | 平成九年四月十七日まで | 氣高町役場 | 午後一時から午後三時 | 氣高町大字浜村二三三三一七 | |
| 氣高町 | 平成九年四月十七日まで | 青谷町 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 氣高郡 | 平成九年四月二十五日まで | 青谷町中央公民館 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 氣高郡 | 平成九年五月六日から同月三十日まで | 青谷町農業者トレーニングセンター | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月七日後二時まで | 鳥取県工業試験場 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月七日午後三時から午後三時三十分まで | 鳥取市東町一丁目二二〇 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月八日前十時まで | 鳥取県計量検定所 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月八日前十一時から午後十時まで | 日南町上石見七二三二一 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月八日前十一時から午後十時まで | 日南町多目的集会施設石見センター | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月八日前十一時から午後十時まで | 日南町矢戸一一六四一 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月八日前十一時から午後十時まで | 日南町高齢者生産活動センター | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月八日前十一時から午後十時まで | 日南町印賀九五八 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |
| 日南町 | 平成九年五月八日前十一時から午後十時まで | 日南町阿毘縁一二三八一一 | 午前十時から午後三時 | 青谷町大字青谷四〇八三一三 | |

鳥取県告示第百六十三号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年三月十四日

鳥取県知事 西尾邑次

一 指定地域
千代川森林計画区、天神川森林計画区及び日野川森林計画区
二 指定年月日
平成九年三月五日

平成九年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十六号

江府町長から申請のあつた武庫地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成九年三月七日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十八号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり指定地域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業地域 米子市並びに八頭郡河原町及び八東町、東伯郡三朝町及び閲金町、西伯郡淀江町、日野郡日南町、江府町及び溝口町
三 終了年月日 平成九年二月十日

鳥取県告示第百六十七号
測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年三月十四日

| | |
|--|---------------------|
| 変更後 | 淀江及び大字今津の各一部 |
| 西伯郡淀江町大字稻吉、大字高井谷、 大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、 大字福井 | 大字今津、大字平岡、大字西原、大字小波 |
| 淀江、大字今津、大字平岡 | 大字福井 |
| 及び大字中間の各一部 | |

四・〇〇

鳥取県告示第百六十九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鳥取県鳥取地方農林振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（五千分の一現況平面図作成）
- 二 作業期間 平成八年九月十九日から平成九年三月二十日まで
- 三 作業地域 岩美郡福部村北部

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第十号**

平成九年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

- 一日時 平成九年三月二十一日(金) 午前十一時
- 二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
- 三議題 平成九年度市町村選管委員・啓発担当者研修会の開催について